

令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

本要領は、令和7年度経営後継者塾運営事業を実施するにあたり、業務委託先企業等を企画提案公募により選定するため必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度経営後継者塾運営事業

(2) 業務の目的

経営者の高齢化や後継者不在により、中小企業の事業承継は社会的な課題となっており、地域の経済活動を維持するためには円滑な事業承継を促進することが重要である。

一方で、事業承継は単なる経営者の交代の機会ではなく、後継者の取組により企業が飛躍する契機になり得るとも指摘されている。

本事業は、経営を承継する予定の後継者や承継後間もない経営者に対して、企業経営や財務、経営者としてのマインド等について体系的に学ぶ機会や、後継者という共通点を持った者同士が共に学習し交流する機会を提供することで、経営者の自己変革への意識や成長意欲を高め、具体的なアクションを実行するためのビジョン確立を促し、企業の経営革新や事業拡大につなげることを目的としている。

(3) 業務の内容

別紙「令和7年度経営後継者塾運営事業業務委託仕様書」のとおり。

(4) 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

(5) 委託料上限額

5,304,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、予定価格を示すものでなく、企画内容の規模を示すものである。

※選定された事業者に対しては、企画提案に基づき内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いする。

※応募に要する経費は含まない。（提案者の負担とする）

2. 応募資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に示される者に該当しないこと。
- ・本件業務の委託契約に支障がない体制が整えられていること。

- ・「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

3. 質問方法及び質問送付先

本企画提案に対し質問がある場合には、質問書（様式第7号）により受け付ける。

（1）受付期限

令和7年5月26日（月） 午後5時必着

（2）質問方法

件名を「令和7年度経営後継者塾運営事業プロポーザルに係る質問」とし、電子メールで送付すること。

（3）電子メール送付先

メールアドレス：startup@pref.yamanashi.lg.jp

（4）回答方法

質問者に回答するとともに、スタートアップ・経営支援課ホームページに掲載する。

4. 参加申込書の提出

本企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式1号）」を電子メールにて提出する。

（1）提出期限

令和7年6月6日（金） 午後5時必着

※公告日から随時受付を行う。

（2）提出先

メールアドレス： startup@pref.yamanashi.lg.jp

5. 企画提案書の提出

（1）企画提案書類一式（提出物） ※日本工業規格A4版（縦）を基本とする。

企画提案書類として次の書類6部（正本1部、副本5部）を提出する。

① 応募書（様式2号）

② 法人概要等整理表（様式3号）

③ 企画提案書（様式4号を表紙とし、提案書本体を任意様式により作成）

提案書本体には以下の事項を記載すること

- ・ 事業スケジュール

- ・ 業務の実施体制（人員配置・事務局や講師の経歴等）
- ・ 主な受託実績（後継者向け研修の実績等）
- ・ 研修のコンセプト、内容（構成・時間・各回の授業内容等）

※別添仕様書に基づき、具体的に記載すること

- ④ 見積書（様式5号）（積算内訳を添付）
- ⑤ 誓約書（様式6号）
- ⑥ 法人概要が把握可能な書類（パンフレットなど）
- ⑦ 財務諸表の写し（直近のもの）
- ⑧ その他参考となる資料（適宜）

（2）提出方法（郵送又は持参）

① 宛先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

② 受付時間（持参の場合）

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

③ 提出期限

令和7年6月16日（月） 午後5時必着

④ 提出書類について

- ・ 書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがある。
- ・ 公告日から随時受付を行う。
- ・ 応募や審査等で申請者から提出された書類は返却しない。

6. 選定方法

（1）審査・選定方法

5. の企画提案書類一式の内容について、複数の審査員による審査を行い、最も優れた提案者を委託先候補として選定する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（2）審査項目

別紙 「選定の手順及び審査基準について」 による。

（3）結果の通知

提案書提出者に対し、書面をもって選定結果を通知する。

7. 契約手続

- ・選定された者を業務の優先交渉者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、山梨県との交渉で決定する。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については、全て山梨県に帰属する。

8. その他

- ・企画提案に関する説明会は行なわない。
- ・委託先候補者は、協議の上、山梨県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結する。また、選定された企画提案の内容については、協議の過程で変更・修正する場合がある。
- ・選定された場合には、県の担当職員と緊密な連絡・調整を行いながら事業を進めることとする。
- ・申請に係る連絡先等の個人情報は、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない（県の産業振興施策に係る情報提供は除く）。
- ・なお、この要領に定める手続きに適合しない場合、又は企画提案書類に虚偽の記載があった場合その提案者の提案は無効とする。

9. スケジュール（予定）

（1）公募開始

令和7年5月16日（金）

（2）質問受け付け

令和7年5月26日（月）午後5時まで

（3）参加申し込み

令和7年6月6日（金）午後5時まで

（4）企画提案書提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時まで

（5）書面審査

令和7年6月19日（木）前後

（6）審査結果通知・委託候補者決定

令和7年6月下旬

（7）委託契約締結

令和7年6月下旬

9. 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業政策部 スタートアップ・経営支援課 経営革新支援担当

住所： 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号

TEL： （直通） 055-223-1541

e-mail： startup@pref.yamanashi.lg.jp